

有姿除却

Q : 使用しなくなった固定資産は、現実に廃棄していなくても除却損として計上できる場合があると聞きましたが、本当でしょうか。

A : 一定の場合には有姿除却として除却処理をすることができます。

【解説】

使用を廃止した固定資産について、例えば、解撤、破碎等のために多額の費用を要することが見込まれるため、差し当たりそのまま放置したり、また、将来ごくわずかでも再使用の可能性があるとすることで、解撤、破碎、廃棄等をしないで保有している場合があります。

法人税法上は、次のような固定資産については、たとえその資産につき解撤、破碎、廃棄をしていない場合であっても、現状有姿のまま処分見込価額を残して除却処理することが認められています。これを「有姿除却」と呼んでいます。

- (1) 現にその使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められるもの
- (2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、その製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

